

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による法定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
001	令和5年04月01日	洛西ニュータウン関連維持管理・整備事業	78,458,959		78,458,959	都市計画局住宅室住宅政策課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
002	令和5年06月19日	洛西ニュータウンにおける公共空間等利活用方針策定業務	9,493,000		9,493,000	都市計画局住宅室住宅政策課	株式会社タン計画研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
003	令和5年04月01日	令和5年度京都市安心すまいづくり推進事業に関する業務委託	66,877,800		66,877,800	都市計画局住宅室住宅政策課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
004	令和5年04月01日	令和5年度京都市地域優良賃貸住宅制度に関する業務	9,805,000		9,805,000	都市計画局住宅室住宅政策課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
005	令和5年04月01日	京都市市営住宅の管理に関する協定	4,083,115,000		4,083,115,000	都市計画局住宅室住宅管理課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
008	令和5年04月01日	被災者向け住宅情報センター運営に関する業務委託	29,388,000		29,388,000	都市計画局住宅室住宅管理課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
007	令和5年04月01日	住宅管理システム運用・保守対応業務	23,449,250		23,449,250	都市計画局住宅室住宅管理課	住宅管理システム運用・保守対応業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
008	令和5年09月01日	向島市営住宅9街区管理業務委託	5,128,200		5,128,200	都市計画局住宅室住宅管理課	株式会社長栄	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
009	令和5年05月15日	京都市立辰巳浴場ボイラー移設業務委託	11,988,525		11,988,525	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	株式会社中川工業所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
010	令和5年05月17日	養正市営住宅団地再生事業に伴う底地整理業務	9,982,400		9,982,400	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	公益社団法人 京都公共囃託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
011	令和5年06月15日	桃陵市営住宅敷地における土壌調査業務委託（平面絞込み調査）	8,420,700		8,420,700	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	いであ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号	物品		
012	令和5年04月13日	錦林市営住宅境界確定等業務委託	8,820,000		8,820,000	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	公益社団法人 京都公共囃託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
013	令和5年08月16日	京都市市営住宅団地再生事業三条及び壬生東市営住宅更新棟（第2期）等基本計画策定支援業務委託	28,400,000		28,400,000	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	株式会社住建設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
014	令和5年08月17日	「京都市市営住宅ストック総合活用指針」住替え事業に係る移転支援業務委託	83,894,023		83,894,023	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	株式会社ビードリーム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
015	令和5年08月10日	京都市業只市営住宅7号棟ほか3棟解体撤去工事設計業務委託	9,900,000		9,900,000	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	株式会社 山崎設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事		
018	令和5年08月31日	京都市伏見区役所深草支所整備工事 ただし、3号昇降機設備改修工事	20,900,000		20,900,000	都市計画局公共建築部公共建築企画課	フジテック株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
017	令和5年04月01日	令和5年度烏丸公共地下道維持管理業務委託	21,837,982		21,837,982	都市計画局都市企画部都市計画課	JR西日本京都SC開発株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
018	令和5年07月13日	令和5年度近畿圏総合都市交通体系調査業務	8,877,000		8,877,000	都市計画局歩くまち京都推進室	中央復建コンサルタンツ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
019	令和5年08月25日	令和5年度観光地等交通対策に係る警備業務	7,875,395		7,875,395	都市計画局歩くまち京都推進室	株式会社コトナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
020	令和5年04月01日	京都駅八条口一般車乗降場における車両誘導・啓発等業務	25,089,075		25,089,075	都市計画局歩くまち京都推進室	株式会社コトナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
021	令和5年04月03日	令和5年度地域主体のまちづくり支援業務	18,302,000		18,302,000	都市計画局都市景観部景観政策課	公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
洛西ニュータウン関連維持管理・整備事業
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）
76,458,959円
- 7 契約内容
 - ・洛西ニュータウン維持管理事業
洛西ニュータウンの良好な居住環境の維持のための洛西ニュータウン内外における土地及び市有地・施設等に関連する点検、調整、維持管理等（緑地、竹林公園、公共広場等）
 - ・洛西ニュータウン整備事業
洛西ニュータウン内にあるサブセンター等の活性化を目的とした整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

洛西ニュータウンには、京都市所有の施設・土地と京都市住宅供給公社（洛西事業部）所有の施設・土地が複雑に混在している。そのため、両者の所有する施設・土地を一体的なものとして、現況調査、補修・改修必要箇所の判定、計画的な補修・改修工事の施工等を行う必要がある。

よって本委託契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、京都市住宅供給公社との随意契約とする。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

洛西ニュータウンには、京都市所有の施設・土地と京都市住宅供給公社（洛西事業部）所有の施設・土地が複雑に混在している。そのため、両者の所有する施設・土地を一体的なものとして、現況調査、補修・改修必要箇所の判定、計画的な補修・改修工事の施工等を行う必要がある。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
洛西ニュータウンにおける公共空間等利活用方針策定業務
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日
令和5年6月19日
- 4 履行期間
契約締結日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区大手通1-2-10
株式会社ダン計画研究所
- 6 契約金額（税込み）
9,493,000円
- 7 契約内容
洛西ニュータウンの再生に向けて、タウンセンターを始めとした洛西ニュータウン内に点在する公共空間の利活用の可能性等を検証するとともに、未来のあるべき姿を体現する実証実験等を行い、魅力あるニュータウンのまちづくりを進めていくためのグランドデザインを作成するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、業務の実施方針や実施方法・実施体制等の違いによって、成果が大きく左右される性質のものであるため、業務の実施に当たっては、ニュータウン再生や公共空間の利活用に関する幅広い知見や熟練した経験が求められるとともに、しっかりとした業務体制のもとで、住民や民間事業者、本市関係職員といった多様な関係者と調整・連携しながら業務をマネジメントできる能力が求められるものである。
よって、性質又は目的が競争入札に適さないものに該当すると認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

簡易公募型プロポーザル方式により受託候補者選定委員会において審査した結果、適切に業務を履行できるものとして判断されたため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市安心すまいづくり推進事業に関する業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地10
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）
66,677,600円
- 7 契約内容
 - (1) すまいに関する総合的な相談業務
 - (2) 住情報発信業務
 - (3) 京都市すまいの事業者選定支援制度の運営及び運営
 - (4) 京都市居住支援協議会の運営
 - (5) 住教育・住育の推進
 - (6) 住宅の省エネルギー化推進に係る業務
 - (7) 分譲マンション管理アドバイザー派遣制度運営業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、住宅に関する多様な分野の情報発信を行うとともに、市民に寄り添ったすまいに関する相談や住宅に関する講座等の実施や住宅支援に係る事業の受付の実施等により、すまいに関するワンストップ窓口として、誰もが安心して住み続けられるすまいづくりを継続的に支援する必要がある。

そのため、受託者は、①住宅に関する幅広い知識や情報収集能力を有すること、②公平かつ公正に住情報を提供でき、住宅セーフティネットとしての住宅相談に必要で公的な信用力を持っている、③すまいに関する総合的なワンストップ窓口として、一元的かつ横断的な対応を行い、継続的かつ総合的な業務遂行能力を有すること、という3つの条件を全て満たしている必要がある。

京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）は、賃貸住宅の供給、管理等の実績による住宅に関する幅広い知識や、建築・不動産等の関係団体とのネットワークを通じた情報収集能力を活かし、効率的かつ効果的な業務遂行を行える体制を有し、上記の①③を満たす。また公社は、地方住宅供

給公社法に基づき、地方公共団体のみが出資し、国土交通大臣の許可を受けて設立した法人であるため、②を満たし、全ての条件を備える事業者が公社の他に存在しないことから、随意契約とする。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記「8」のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市地域優良賃貸住宅制度に関する業務
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地10
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）
9,805,000円
- 7 契約内容
 - (1) 地域優良賃貸住宅の普及啓発及び情報提供に関すること。
 - (2) 地域優良賃貸住宅の供給計画に係る書類の受付及び指導に関すること。
 - (3) 地域優良賃貸住宅の供給計画及び賃貸計画に従った管理を行うための管理状況の把握及び指導に関すること。
 - (4) 地域優良賃貸住宅の家賃補助等に係る書類の受付及び指導に関すること。
 - (5) 地域優良賃貸住宅の入居希望者の資格審査及び選定に関すること。
 - (6) その他前各号に掲げる事項に附帯すること。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
 - (1) 制度普及啓発及び情報提供について
京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）は全ての地域優良賃貸住宅の管理業務者として、本市は制度の実施主体として、制度の普及に努めているが、両事業者が行う広報・広告・宣伝は不可分のものであり、公社が委託先であれば、これらの業務を効率的に実施できる。
 - (2) 家賃補助に係る書類の受付及び指導について
公社は、オーナーとの管理委託契約により、全住宅の契約家賃等に係る情報を把握しているほか、入居者との賃貸借契約により、全入居者の家賃（入居者負担額）に関する情報を把握しているため、家賃補助に係る事務を効率的かつ円滑に実施できる。
 - (3) 入居希望者の資格審査及び選定について
運用通達（平成5年7月30日付け建設省住宅局長運用通達1(2)①viiiハ）において、「入居者の募集及び選定の手続のうち少なくとも入居者の資格審査及び選定については、その公正を担保する

ため地方住宅供給公社、地方住宅センター等で都道府県知事が定める者に委託して行うこととする。」と規定されており、これに該当する団体は、本市では公社のみである。以上より、本業務を実施できるのは公社のみであるため、競争入札には適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市市営住宅の管理に関する協定
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅管理課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）
金4,083,115,000円
- 7 契約内容
京都市市営住宅の管理代行及び公金収納委託

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

管理代行制度は、地域において管理主体が異なる公的賃貸住宅を一体的に管理し、管理の一層の効率化を図るとともに、地域の実情に応じたきめ細かな対応を可能とするために創設されたもので、本市以外の地方公共団体又は地方住宅供給公社が本市の同意に基づき、その管理を代わって行うことができるものとされているものである。

本市では、公的賃貸住宅を一体的に管理することで、サービスを拡充すること、また、事実行為から権限行使までを一貫して実施することによって業務の効率化を図ることを目的に、管理代行制度を活用している。

管理代行者は公営住宅法第47条第1項により、本市を所管区域とする京都府、京都府住宅供給公社又は京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）に限定されるが、京都府及び京都府住宅供給公社には代行の意志がないため、公社に限定される。

また、家賃等の収納に関する業務や公営住宅以外の住宅は管理代行制度の対象外であるが、市内各地に公営住宅と改良住宅等が混在していること、公営住宅と一体化した住宅管理システムを構築していることなどから、一部の業務や一部の住宅の管理を公営住宅と切り離して別の団体に委託して行うことは運営面・コスト面において非効率であることから、本業務を実施できるのは公社のみであり、性質又は目的が競争入札には適さないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
被災者向け住宅情報センター運営に関する業務
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅管理課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）
金29,386,000円
- 7 契約内容
 - (1) 被災者向け住宅情報センター運営業務
 - (2) ウクライナからの戦災避難民への住宅の提供に関する業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
 - (1) 被災者に対しての避難先としての住戸の提供は緊急を要するものであることから、委託先には被災者への住宅提供を、公営住宅・民間住宅の別を問わず、ワンストップで実施し迅速に対応する能力が必要である（公営住宅の提供に当たっては、火災等被災者を含め本件委託業務の対象となる被災者全てに迅速に対応する能力が求められる）。

一方で、京都市住宅供給公社(以下「公社」という。)は、公営住宅法第47条第1項の規定に基づき、本市公営住宅の管理業務（管理代行）を行っている。この管理代行は、公営住宅の管理権限（入居者の募集・決定、清掃・修繕等の維持管理等）を事業主体である本市に代わって行うものであり、被災者を含めた公営住宅への入居希望者に対し、公営住宅住戸の提供を行う業務の実施に当たり、提供住戸の選定修繕から維持管理までの業務を既存の居住者との調整や住環境の維持を含めて実施できるのは、公社のみであり、性質又は目的が競争入札には適さないため。
 - (2) 戦災避難民に対しての避難先としての住戸の提供は緊急を要するものであることから、委託先には戦災避難民への住宅提供を、迅速に対応する能力が必要とされる。委託先には、実施に際し迅速に対応する能力が必要であり、本市のワンストップ窓口と密な連携が求められる。

一方で、京都市住宅供給公社(以下「公社」という。)は、公営住宅法第47条第1項の規定に基づき、本市公営住宅の管理業務（管理代行）を行っている。この管理代行は、公営住宅の管理権限（入居者の募集・決定、清掃・修繕等の維持管理等）を事業主体である本市に代わって行う

ものであり、戦災避難民の公営住宅への入居希望者に対し、公営住宅住戸の提供を行う業務の実施に当たり、提供住戸の選定修繕から維持管理までの業務を既存の居住者との調整や住環境の維持を含めて実施できるのは、公社のみであり、性質又は目的が競争入札には適さないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
住宅管理システム運用・保守対応業務
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅管理課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
住宅管理システム運用・保守対応業務委託コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
金23,449,250円
- 7 契約内容
住宅管理システムの安定的な稼働を目的とするための運用保守業務及び改修，障害対応等。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本委託業務を安定かつ確実に遂行するためには，住宅管理システムの既存の機能や構造に係る知識が必要である事に加え，住宅管理システムの構築及び運用を実施し，同システムに関する排他的な著作権を有する日本電気株式会社のみが履行可能であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
向島市営住宅9街区管理業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅管理課
- 3 契約締結日
令和5年9月1日
- 4 履行期間
令和5年9月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草西浦町三丁目70番地 第5長栄アストロビル
株式会社長栄
- 6 契約金額（税込み）
5, 128, 200円
- 7 契約内容
 - (1) 入居に関する業務
 - (2) 退去に関する業務
 - (3) 日常巡回業務
 - (4) 24時間緊急対応に関する業務
 - (5) 共用部分定期清掃に関する業務
 - (6) 活用対象団地内におけるコミュニティ活性化に関する業務
 - (7) 活用対象団地及び活用住戸に関する広報等を通じた向島地域のエリアブランドイメージの向上に関する業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本委託業務については、令和5年5月12日に公募を実施した、「向島ニュータウンの活性化に向けた市営住宅の空き住戸活用事業に係る事業者募集」に基づき委託するものであり、当該公募において選定した相手方である株式会社長栄のみが履行可能であることから、競争入札には適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立辰巳浴場ボイラー移設業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
令和5年5月15日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和5年9月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区仁和寺街道六軒町西入四番町121番地の3
株式会社中川工業所
- 6 契約金額（税込み）
11,998,525円
- 7 契約内容
京都市立崇仁第二浴場にあるボイラーを、京都市立辰巳浴場へ移設する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、一昨年度設置した崇仁第二浴場ボイラーを辰巳浴場において利活用することで、支出抑制を図るものである。利活用するに当たって、ボイラーの分解、搬出、移送及び設置の工程が必要となるが、本作業において以下の課題を解決する必要がある。
 - 1 ボイラー搬出入における課題
ボイラーを搬出入する際に、ボイラーの分解・組立の工程が発生するが、このボイラーを単に分解・組立するのではなく、再稼働後に新品性能と同等レベルの状態にすることが必須となる。そのためには、ボイラーの構造を熟知していることはもとより、機器に負担が掛からない部品単位までの分解、清掃及び劣化箇所の判別（場合によっては交換・修理）を経たうえで再組立てを行う必要がある。また、本ボイラーは水量に対するボイラーの能力に余裕があるタイプではないので、移設後についても、単に配管等に接続するだけでは、湯温が目標温度に到達しない可能性がある。そのため、より効率的なシステムの構築やそれに合わせた配管の取回し、ボイラーを循環する流量及び水圧等の計算や調整が必要となる。それらを基にボイラーの制御操作盤を設定しないとボイラー能力を十分に活かすことができない。
 - 2 移設先浴場の老朽化
移設先となる辰巳浴場は築63年が経過しており、配管等の附属設備や建物自体の劣化が激しく、単にボイラーを交換した場合、その負荷による配管や他設備、躯体への損傷につながりかねない。そのため、辰巳浴場の現状、特に施設全体の老朽箇所や今後損傷する可能性がある

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
直接工事費	1	式	15,408,000	
計			15,408,000	
共通費				
共通仮設費	1	式	453,710	
現場管理費	1	式	620,328	
一般管理費等	1	式	2,667,962	
計			3,742,000	
工事価格	1	式	19,150,000	
消費税等相当額	1	式	1,915,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	21,065,000	

個所を事前に熟知したうえで現場に合わせた機材の選定や工法が求められる。

3 工期の短縮化

移設作業中は、辰巳浴場が休業となるため、市営住宅に風呂が設置されていない住民の負担を軽減するためには、迅速な履行が必要となる。また、暑さが本格化する前（6月頃まで）に履行を完了することが望ましいことから、前述のとおり、崇仁第二浴場と辰巳浴場の状況を熟知したうえで早急なシステム構築をできることが工期短縮の鍵を握っている。

以上の課題を解決する能力を有し、十分な成果を得る見込みがあるのは、崇仁第二浴場における多数のメンテナンス実績のみならず、現在も辰巳浴場のあらゆる設備のメンテナンスを行っていることで、両浴場の現状や問題箇所、ボイラー以外の配管等附属設備も熟知し、新たな機器を導入することで起こりうる他設備への影響やトラブル回避も予見できる、中川工業所のみである。また、当事業者は、過去にボイラーを移設した実績があり、本件業務を実施するに当たり、ボイラーのシステム構築、既存の配管や設備を流用しながらの移設・設置設計ができることから、同業他社に比べ、休業期間を半減（約2週間）できる見込みであった。

なお、同業他社に本業務の履行について確認したところ、機器の仕様や両浴場の構造の確認、追加設備の生産、全システムの変更、配管の取回し変更による移設で、全工程に3か月以上の期間を要するとの回答であった。

以上の理由から、機器・設備全般や立地並びに施設全体の構造等について習熟している中川工業所と随意契約を行った。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
養正市営住宅団地再生事業に伴う底地整理業務
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
令和5年5月17日
- 4 履行期間
契約日の翌日から令和6年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
公益社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額（税込み）
9,992,400円
- 7 契約内容
養正市営住宅団地再生事業に伴う底地整理業務の委託

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務は、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示登記を行うものであり、対象資産の早期の適正な管理及び処分に向け、迅速かつ適正に進める必要がある業務である。

委託先の選定に当たっては、このような業務の目的、性質に照らし、受託者の組織体制・信用・技術力・経験等を総合的に勘案する必要があるほか、本件業務の性格上、以下の技術要件を満たす必要がある。

- (1) 本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること（京都市契約事務規則第26条の2）。
- (2) 本市内に事務所を有すること（京都市公契約基本条例第6条）。
- (3) 業務の性質上、分合筆登記業務までを行う必要があるため、本市において同様の形態の土地の表示登記業務を行っている京都土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士法人又は公益社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）のいずれかであること（土地家屋調査士法第68条）。
- (4) 本件について当該団地内の底地は、住宅地区改良事業以前の細分化された状態であるため、将来活用するにあたり支障が生じないよう底地を整理する必要がある。当該業務は、迅速かつ適正な業務遂行に向けた体制等が求められるため、緊急時の代替社員の確保や成果品作成に係る社員向けの研修の実施などを行っていること。

上記(1)から(4)を満たす者は、公嘱協会のみである。

また、(4)に関し、公嘱協会については、土地家屋調査士法第63条の規定により官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行うものによる不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益社団法人であり、多数の土地家屋調査士が所属している。

したがって、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2(1)ウの「特定の1者しか履行できないもの」に該当すると解されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、公嘱協会に業務委託するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

8 随意契約の理由のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
桃陵市営住宅敷地における土壌調査業務委託（平面絞込み調査）
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
令和5年6月15日
- 4 履行期間
契約日の翌日から令和5年12月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市住之江区南港北1丁目24番地22号
いであ株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）
6,420,700円
- 7 契約内容
令和4年度に実施した土壌調査（表層調査）の結果、一部の箇所では土壌汚染が判明したため、汚染判明箇所より詳細な調査を実施したものの、
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
桃陵市営住宅敷地内で、土壌調査（表層調査）を実施した結果、「汚染のおそれが少ない」とされる箇所においても土壌汚染が確認された。
そのため、本業務では土壌汚染が確認された区画のうち「汚染のおそれが少ない」とされていた調査区画内でさらに詳細な絞り込みを行い、汚染箇所を特定する。
具体的には、表層調査で採取した80箇所の土壌試料を分析するとともに、新たに27箇所の土壌試料の採取及び分析を行う。
本業務は、表層調査に係る入札時の参加条件（30,000㎡以上の土壌調査実績及び金属調査実績）を確実に満たす事業者として、入札に参加した全ての事業者（4社）から見積書を取得したところ、いであ株式会社が最も安価であった。
いであ株式会社は、表層調査を実施した事業者であり、表層調査に従事した技術者による調査計画の立案及び測量等の事前調査のほか、調査に要する機材（位置測量、金属調査、土壌採取を行う重機）及び人材がすでに確保されていた。そのため、この機会に契約することにより、他社と比べ最小限のコストに抑えられるとともに、工期短縮を図ることができることから、著しく安価な価格で契約することができる。
なお、住宅敷地内という現に団地住民が生活を営んでいる状況下での作業についても、今まで問題が発生することもなく、敷地内の配慮事項を既に熟知しており、入居者への安全確保、関係者へ

の負担軽減を図ることができ、円滑に履行することが期待できる。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第7号

10 契約の相手方の選定理由

8 随意契約の理由のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
錦林市営住宅境界確定等業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
令和5年4月13日
- 4 履行期間
契約の日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地 京都土地家屋調査士会館3階
公益社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額（税込み）
6,820,000円
- 7 契約内容
土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示登記を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
委託先の選定に当たっては、業務の目的、性質に照らし、受託者の組織体制、信用、技術力、経験等を総合的に勘案する必要があるほか、本件業務の性格上、以下の技術要件を満たす必要がある。
 - (1)本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること（京都市契約事務規則第26条の2）。
 - (2)本市内に事務所を有すること（京都市公契約基本条例第6条）。
 - (3)業務の性質上、表題登記業務までを行う必要があるため、本市において同様の形態の土地の表示登記業務を行っている京都土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士法人又は公益社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）のいずれかであること（土地家屋調査士法第68条）。

（京都土地家屋調査士会「法人会員の情報※」参照）

※http://www.chosashi-kyoto.or.jp/search_membership.html

 - (4)本件については、令和5年度の住棟の建替えに係る都市計画法第34条の2による協議（開発許可の特例）に向けて、今年度末までに認定道路の廃止及び認定道路の明示を完了させる必要があり、迅速かつ適正な業務遂行に向けた体制等が求められるため、緊急時の代替社員の確保や成果品作成に係る社員向けの研修の実施などを行っていること。

上記（1）から（4）を満たす者は、公嘱協会のみである。

また、（4）に関し、公嘱協会については、土地家屋調査士法第63条の規定により官庁、公署そ

の他政令で定める公共の利益となる事業を行うものによる不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益社団法人であり、多数の土地家屋調査士が所属している。

したがって、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2 (1) ウの「特定の1者しか履行できないもの」に該当すると解されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、公嘱協会に業務委託するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市市営住宅団地再生事業三条及び壬生東市営住宅更新棟（第2期）等基本計画策定支援業務委託

2 担当所属名

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

3 契約締結日

令和5年6月16日

4 履行期間

契約の日の翌日から令和5年12月15日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市下京区東塩小路町579-1
株式会社住建設計

6 契約金額（税込み）

金26,400,000円

7 契約内容

京都市市営住宅団地再生事業三条及び壬生東市営住宅更新棟（第2期）等基本計画策定支援業務委託を行うもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、令和3年3月に策定した団地再生計画（住棟建替え方針）に基づき、三条市営住宅及び壬生東市営住宅に建設を計画している更新棟4棟及び三条市営住宅跡地暫定利用仮設駐車場の基本計画策定を主たる目的とするものである。

本業務で策定する基本計画は、団地再生計画の目的や主旨、更新棟（第1期）の設計内容を十分に把握・理解したうえで、対象住棟の除却及び更新棟建設等における市営住宅入居者の安心・安全の確保等のもとより、工事中の入居者への負担軽減及び事業経費の縮減に加え、行政区や学区をまたぐ更新棟への入居者移転もあるため、コミュニティ形成にも配慮した検討が必要となる。

加えて、特に、開発許可基準や建築基準法等、本業務に関連する法規制等に対する法的検討も必要となる。

また、限られた履行期間に、関係機関との調整や、市営住宅の入居者、自治会及び地元まちづくり組織等からの意見等を基本計画に反映できる能力が必要となる。

以上のことから、受託候補者の選定段階において、業務に取り組む手法や体制等についての提案を求め、書類により、提案者の価格以外の審査（知識、技術力、ノウハウ等）を行い、受託候補者本業務の適切な履行が可能なる者を選定する必要があるため、簡易公募型プロポーザル方式による随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

8 随意契約の理由のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

「京都市市営住宅ストック総合活用指針」住替え事業に係る移転支援業務委託

2 担当所属名

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

3 契約締結日

令和5年8月17日

4 履行期間

契約の日の翌日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区油小路通竹屋町下る橋本町494番地1
株式会社ビードリーム

6 契約金額（税込み）

63,694,023円

7 契約内容

「京都市市営住宅ストック総合活用指針」において、耐震性能が低く、他の市営住宅への住替えが必要となる「住替え実施団地」と位置付けられている市営住宅の入居者へ、戸別訪問等による事業説明、書類配布・回収及び相談対応等を行い、円滑に住替えができるよう支援を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の確実な履行に当たっては、全ての移転者が円滑に移転できるよう、個別の事情（高齢や障害等）を想定したサポート体制が充実していることはもとより、住替え完了までの各業務の課題点やスケジュールを理解したうえでの履行が重要であることから、過去の同種又は類似事例の経験を重視し、受託者を決定する必要がある。

したがって、応募事業者が持つ能力や経験に基づくノウハウ等を把握し、確実に業務を履行できる能力を有しているかを評価し、価格以外の評価によって契約の相手方を選定する必要があるため。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市楽只市営住宅7号棟ほか3棟解体撤去工事設計業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
令和5年8月10日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和6年3月29日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西洞院通錦小路下る蟻螂山町481番地 京染会館3階3号室
株式会社 山崎設計
- 6 契約金額（税込み）
9,900,000円
- 7 契約内容
除却予定建物の解体設計業務委託を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務委託を一般競争入札に付したものの、入札がなく不落となったため（開札 令和5年7月26日）。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
「京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン」における「4競争入札に付し入札者がいないとき（令第167条の2第1項第8号）に基づき、Aランクの事業者に見積依頼を行ったところ、見積合せに参加した事業者が1社のみであったため、当該事業者と随意契約を行った。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市伏見区役所深草支所整備工事
ただし、3号昇降機設備改修工事
- 2 担当所属名
都市計画局公共建築部公共建築企画課
- 3 契約締結日
令和5年8月31日
- 4 履行期間
令和5年9月1日～令和6年3月15日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区東洞院通四条下ル元悪王子町51番地 東京建物四条烏丸ビルEAST
フジテック株式会社 京滋支店
- 6 契約金額（税込み）
20,900,000円
- 7 契約内容
設置されている昇降機設備のうち、かご及びモーター並びに制御盤等の機器を取り替えるもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該施設に設置されている昇降機設備は、更新する機器と残す機器との間で、製造者独自の技術により通信や制御がなされており、他社製品との互換性は保証されていない。また、一部機器を残し改修する場合は、作業者が既設昇降機設備を施工した製造業者でなければ、設備全体の安全が保障されない。
このことから、既設昇降機設備の製造業者である当該業者と随意契約を行ったものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度烏丸公共地下道維持管理業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局都市企画部都市計画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町902番地
JR西日本京都SC開発株式会社
- 6 契約金額（税込み）
21,637,992円
- 7 契約内容
 - (1) 電気料金の支払及び地下道内に広告物掲出の占用許可を受けた者が使用した電気料金の実費徴収
 - (2) 水道料金の支払
 - (3) 清掃業務
 - (4) 警備業務
 - (5) 京都市が選任する電気主任技術者の指示及び保安監督に基づく烏丸公共地下道の電気設備の工事、維持及び運用に関する業務
 - (6) 機械室内に設置の発電機、蓄電池等の定期保守点検及び試運転
 - (7) 防災受信盤の常時監視及び定期保守点検
 - (8) 市有財産目的外使用許可の申請に係る市への報告等に関すること。
 - (9) その他地下道の管理に関する事項で市が指定するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

烏丸公共地下道においては、その建設当初から、煙感知器等の防災設備及び防災受信盤の回線等のシステムが、隣接する京都ポルタのシステムと一体のものとして整備されており、両者のシステムは密接不可分の関係にある。京都ポルタの維持管理を行っているJR西日本京都SC開発株式会社には烏丸公共地下道の維持管理を実施させることにより、緊急時において迅速かつ効率的な対応が可能となるため。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)
- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度近畿圏総合都市交通体系調査業務
- 2 担当所属名
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日
令和5年7月13日
- 4 履行期間
令和5年7月14日から令和6年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3 大同生命京都ビル
中央復建コンサルタンツ株式会社 京都営業所
- 6 契約金額（税込み）
8,877,000円
- 7 契約内容
 - ・計画準備
 - ・課題検討
 - ・全体とりまとめ
 - ・政策評価基礎データ集の作成
 - ・広報資料の作成
 - ・各種会議の資料作成
 - ・報告書作成
 - ・打合せ

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

近畿地方整備局、近畿地方の各府県・政令指定都市及び関係機関で構成する京阪神都市圏交通計画協議会では、近畿圏内の様々な交通課題を検討し、望ましい交通体系の確立に資することを目的として、パーソントリップ調査及び物資流動調査を実施しており、令和5年度は、第6回近畿圏PT調査の回答データから作成された人の動きの基礎データ（マスターファイル）を用いて、実施した基礎集計及び現状分析の結果（令和4年度実施）を踏まえ、京都市における都市交通課題の分析・施策の効果検証を行うこととしている。

本業務の遂行には、単純な数値のとりまとめだけでなく、過去から第6回の調査結果の行動の変容や、その要因、また、本市がこれまで実施してきた施策等が人の動きに与えた結果についての検証及び全国や他都市との比較を含めた本市の特徴を十分に考慮した分析が必要であるため、幅広い見識と高い分析能力・技術力を有している業者を選定する必要がある。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

歩くまち京都推進室プロポーザルに関する業務受託候補者選定委員会において、令和5年6月15日に、中央復建コンサルタンツ株式会社が最適であると選定したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度観光地等交通対策に係る警備業務
- 2 担当所属名
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日
令和5年9月25日
- 4 履行期間
契約日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市東山区三条通白川橋東六丁目今道町250番地の5
株式会社コトナ
- 6 契約金額（税込み）
7,875,395円
- 7 契約内容
嵐山地域及び東山地域において、秋の観光シーズンに、交通の円滑化及び安全快適な歩行空間の創出を目的に、地元住民・商業者・京都府警等関係機関との連携の下、本市が実施する観光地等交通対策に係る警備業務を委託するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するためには、高い技術力及び幅広い見識が不可欠であり、価格やその他の様々な要素から契約の相手方を選定する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
令和5年8月22日に開催した歩くまち京都推進室プロポーザルに関する業務受託候補者選定委員会において、株式会社コトナを特定したため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都駅八条口一般車乗降場における車両誘導・啓発等業務
- 2 担当所属名
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市東山区三条通白川橋東六丁目今道町250番地の5
株式会社 コトナ
- 6 契約金額（税込み）
25,089,075円
- 7 契約内容
八条通の円滑な交通の確保を目的に、京都駅八条口一般車乗降場を利用する車両に対し、誘導及び啓発・指導等業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、誘導員の配置体制や駐停車車両に対する啓発や指導方法について提案を求めることで、より効率的かつ効果的に業務を遂行することができる。
また、本業務の履行においては、実施計画の策定や車両誘導や指導・啓発における高度なノウハウや幅広い見識を有することが不可欠であり、価格その他様々な要素から契約の相手方を選定する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
令和5年3月6日に開催した歩くまち京都推進室プロポーザルに関する業務受託候補者選定委員会において、株式会社コトナを特定したため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度地域主体のまちづくり支援業務
- 2 担当所属名
都市計画局都市景観部景観政策課
- 3 契約締結日
令和5年4月3日
- 4 履行期間
令和5年4月3日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1
公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター
- 6 契約金額（税込み）
16,302,000円
- 7 契約内容
 - ・まちづくりに取り組む地域への専門家派遣等の支援業務
 - ・担い手づくり検討業務
 - ・「京都市地域景観まちづくりネットワーク」の活動支援業務
 - ・京都市建築協定連絡協議会の活動支援業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

今後のまちづくりを一層推進するためには、現在の行政主導の支援によるものではなく、地域の主体的なまちづくり活動に向けた気運の醸成や、地域と多様な専門家との連携のもとに取組を進めていくことができる環境整備が不可欠である。そのためには、以下の要件を満たす必要がある。

①本市のまちづくりに関わる制度及び政策に精通していること

②地域の主体的なまちづくり活動に関する知識、技術、経験等を有しており、他の地域団体と連携しながら、当該団体を指導・育成できること。中でも、委託業務内容の大部分を占める専門家派遣事業については、地域の特性を把握し、地域の課題や状況に応じて専門家を派遣するマッチングに長けていること。

上記①の要件を満たす委託先候補としては、本市が景観法に基づき、専門家派遣事業をはじめとする、景観法第93条に掲げられた各業務を行うにふさわしいと認めた景観整備機構のみに限定される。現在、景観整備機構として指定しているのは、「公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター（以下「センター」という。）」（平成17年5月指定）と「NPO京都景観フォーラム」

(平成26年8月指定)の2者のみである。

2者のうち、上記②の要件を満たすのは、・指定年数が長く、他の地域団体を育成する地盤があること、・多種多様な専門家を擁していること、・長年にわたり、各地域に対する1年単位での専門家派遣を実施し、派遣事業のノウハウや地域の事情に精通していること等により、豊富な実績と経験を有するセンターのみである。

以上のことから、センターは本業務の委託先に求める要件をすべて満たしており、本業務の遂行にあたって最も適正のある団体であると認められる。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

相手方が特定されるために随意契約を行う。(8参照)

11 その他